

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和三年三月十八日

同	同	同	広島県監査委員
川	奥	金	松
上		口	岡
俊	兆		宏
幸	生	巖	道